

現在調整中の内容を含むものであり、一部変更になる場合があります

2025年8月20日
株式会社日本政策金融公庫
高知支店

高知県の人口減少対策に対応した融資制度の拡充
～「高知県元気な未来創造戦略」に貢献～

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）高知支店中小企業事業は、日本公庫の融資制度「地域活性化・雇用促進資金（地方創生関連）」の対象者を拡充しました。

本制度は、地方創生に資する事業として高知県が認めた事業を行う方が対象となるもので、令和5年7月に脱炭素やSDGs推進に取り組む事業者を対象に適用を開始しました。

今般、高知県が「人口減少問題」を最重要課題として位置づけて策定した「高知県元気な未来創造戦略」に合致し、高知県が認めた事業者を本制度の適用対象に追加しました。

日本公庫は、関係機関と連携した地域の中小企業者への支援を通じ、「高知県元気な未来創造戦略」に貢献してまいります。

<地域活性化・雇用促進資金（地方創生関連）の概要> （注）赤字が今回拡充するもの

ご利用いただける方	① 「エコアクション21」の認証を取得した事業者 等 ② 「こうちSDGs推進企業登録制度」に登録された事業者 ③ 「高知県ワークライフバランス推進企業認証制度」に登録された事業者 ④ 「こうち男性育休推進企業」に登録された事業者 ⑤ 「こうち奨学金返還支援事業」に登録された事業者 ⑥ 「こうち外国人材優良サポート事業者認証制度」に登録された事業者
資金のお使いみち	事業を行うために必要な設備資金および運転資金
融資限度額	中小企業事業：7億2,000万円
ご返済期間	設備資金：20年以内 [うち据置期間2年以内] 運転資金：7年以内 [うち据置期間2年以内]
利率（年）	中小企業事業：2億7,000万円まで 特別利率①、 2億7,000万円超 基準利率
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

<お問い合わせ先>

株式会社日本政策金融公庫 高知支店 中小企業事業 TEL：088-875-0281（担当：林）
住所：高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア2階